

第1回世田谷区環境審議会

日時：令和5年6月29日（木）
午前9時30分～

会場：オンライン会議

午前9時30分開会

○環境政策部長 皆様お待たせいたしました。定刻になりましたので、これより令和5年度第1回世田谷区環境審議会を開会いたします。

私は、本年度、環境政策部長に着任いたしました〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただき、ありがとうございます。また、新委員の皆様におかれましては、第15期環境審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

当審議会ですけれども、Z o o mでのオンライン開催とさせていただきます。何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、Z o o mでの会議進行につきまして、委員の皆様事前に御案内させていただきます。1番目ですけれども、御自身の発言時以外はマイクをミュートに設定していただきますようお願いいたします。また、2番目ですけれども、発言する際は手をカメラから見えるように挙げていただくか、「手を挙げる」ボタンを押していただき、司会から指名された後にミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。なお、Z o o mにはチャット機能がございますけれども、会議の運営上、チャットでの発言は議事録には記録いたしませんのでよろしくお願いいたします。3番目です。発言の際には、先に御自分のお名前を、御面倒ですけれども、おっしゃっていただくようお願いいたします。4番目です。もし通信上のトラブル等がございましたら、あらかじめ御案内しております事務局の携帯電話のほうに電話で御連絡ください。5番目です。録音、録画、あとスクリーンショットの撮影は御遠慮いただくようお願いいたします。6番目です。通信状況によりまして一部音声聞きづらいケースがございます。今私が使っているヘッドセットのような機器がございましたら、お使いいただくと比較的聞き取りやすくなりますので、御利用いただくようお願いいたします。

注意事項は以上でございます。

今回は第1回目の開催となりますので、環境審議会規則第3条に基づきまして、会長、副会長をこれから御選出いただきまして、その後、審議会の議事を会長に進めていただくこととなります。会長、副会長の選出までの進行につきましては、私が務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員ですけれども、今日、〇〇委員、〇〇委員のお二人からあらかじめ御欠席という御

連絡をいただいております。現時点で審議会委員全14名のうち12名の御出席をいただいております。審議会の定足数の過半数は満たしておりますことを御報告申し上げます。また、〇〇委員につきましては、本日、10時45分までの御参加ということで御連絡をいただいております。

なお、本審議会の委嘱状につきましては、オンライン開催ということで、事前に送付させていただきますので御了承ください。

次に、傍聴について御報告いたします。本日3名の方がオンラインで傍聴を予定されております。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、次の場合を除きまして原則公開となっております。除外の事項ですけれども、1番、取り扱う事項が世田谷区情報公開条例第7条に該当するとき、例えば個人情報を扱うような場合と、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき、こういった場合は非公開にする場合がございますけれども、原則は公開で実施いたします。今後も審議会開催の都度、審議会の開催及び傍聴について世田谷区ホームページや区の広報紙で周知、案内してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、今回の審議会資料について確認させていただきます。事務局より御説明いたします。

○環境計画課長 それでは、本日の資料を確認させていただきます。まず次第。環境審議会委員名簿。本日の諮問案件でございます「新たな世田谷区環境基本計画の策定について」の諮問文。審議資料1、新たな世田谷区環境基本計画の策定について。報告資料1、開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について、報告資料2、世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）の策定について、報告資料3、（仮称）公共施設気候危機対策指針の策定について。その他、資料といたしまして、環境政策部、清掃・リサイクル部、みどり33推進担当部、関係3部の令和5年度主な事務事業。以上の8点でございます。

○環境政策部長 皆様、資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、区長の保坂より御挨拶申し上げます。

○区長 皆様おはようございます。世田谷区長、保坂展人でございます。環境審議会への諮問に当たりまして御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、第15期環境審議会委員をお引き受けいただ

き、誠にありがとうございます。

国民の生活を一変させた新型コロナウイルス感染症も、3年余りの期間を経て、徐々にではありますが、出口に近づいているように思います。この間、世田谷区でも感染症対策を最優先として、予算や区の組織を挙げた対応をまいりましたが、今後はコロナ後も見据えた区民の生活をより豊かにする様々な行政課題についての解決に注力していきたいと考えております。

気候危機、気候変動問題につきましては、御存じのとおり世界的な関心事ですが、毎年のように発生する激甚災害等を見るにつけ、区民の命を預かる立場として強い危機感を抱いております。昨日、オンラインのシンポジウムでフランスの方とやり取りしたんですが、実はカナダの火災の煙が昨日あたりからヨーロッパにもかかってくる、つまり大西洋をぐるっと回って、カナダの大火災、森林火災の影響がもう出ているということでありまして、まさに地球規模の危機が進展しているということを改めて感じました。この点については第14期環境審議会でも熱心に御議論いただきまして、いただいた答申を基に、今年3月、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の改定を行ったところであります。その節は大変お世話になりました。

また、早速4月に入っても、子ども気候会議を開催したり、様々な若い世代がこの問題を、大人世代、年長者とともに、むしろ子どもたち、若者たちが、この対策、そして行動を引っ張っていくような、そういう構図で議論を進めてまいりたいと思っております。

今期の環境審議会では、世田谷区環境基本計画の策定について諮問させていただきまします。世田谷区は、みどり豊かな住みやすい住環境が特徴であります。このような住環境を保全し、未来につないでいくために、包括的な計画としての重要な役割を果たす計画であります。委員の皆様には、それぞれの視点から忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。2年間の長期にわたりますが、どうかよろしく願いいたします。

以上で区長の御挨拶といたします。

○環境政策部長 続きます、副区長の〇〇から御挨拶申し上げます。

○副区長 おはようございます。副区長の〇〇と申します。

ただいま区長も気候変動問題を申し上げましたけれども、今日の環境問題につきましては、区役所としても全庁挙げて主体的に取り組まなければならない大変重要な課題だと考えてございます。担当副区長として全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

審議会では、審議事項のほかにも、環境に関連する様々な施策の区の取組状況について適宜御報告させていただきますので、率直な御意見、御提案をいただきますようお願い申し上げます。これから2年間、どうぞよろしく願いいたします。

○環境政策部長 続きまして、委員の皆様の御紹介に移らせていただきます。恐れ入りますが、自己紹介の形式でお願いしたいと思います。お手元の委員名簿で五十音順に委員を並べさせていただいておりますが、この順で自己紹介をよろしく願いいたします。

まず、〇〇委員からお願いいたします。

○委員 〇〇大学の〇〇と申します。よろしく願いいたします。専門としましては建築なんですけれども、どちらかというとな建物を建てた後の改修であるとか、その後の解体やリサイクルを専門としております。よろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

次は〇〇委員、お願いいたします。

○委員 〇〇大学の〇〇と申します。造園科学科で学生の指導に当たっております。ちょっと今日は画像の調子が悪いので、途中までに何とか復帰したいと思います。みどりの基本計画等にも関わらせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

先ほど御報告したとおり、〇〇委員は本日御欠席でございます。

〇〇委員、お願いいたします。

○委員 皆さんおはようございます。〇〇大学環境学部の〇〇と申します。専門は市民参加、環境教育、協働の場づくりという中で関わらせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

○委員 〇〇大学現代教養学科に所属しております、現在、特任教授の〇〇と申します。私の専門は農村計画で、まちづくり、村づくりというのを現場で実践してまいりました。地域づくりが専門ということで、世田谷区のほうで経験を生かして委員として頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

次は〇〇委員、お願いいたします。

○委員 〇〇大学の〇〇です。よろしく願いいたします。私は環境省でずっと仕事を

しておりまして、4年前から〇〇で環境法とか環境政策を教えています。環境省にいるときには水俣病や福島の復興、もちろん気候変動問題、それから資源循環とか、あるいは生物多様性とか、いろんな仕事をしておりまして。世田谷区の環境に関われることを大変うれしく思っております。よろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

〇〇委員は本日御欠席でございます。

〇〇委員、お願いいたします。

○委員 〇〇の理事長をしております〇〇と申します。環境という点では、毎週のようにまちなかを掃除いたしておりまして、地面から環境を見続けているところから発言をさせていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

次に〇〇委員、お願いいたします。

○委員 おはようございます。〇〇研究所、〇〇と申します。私は〇〇協会の理事をやっておりまして、会社自体は、大気汚染防止法に関わるばいじんの連続測定器を開発しておりまして、J I Sを2つつくりましたので、昨日も北海道立総合研究機構と一緒に、これをプライベート認証できるような仕組みをつくろうと思っています。連続モニタリングによる大気質の改善を目標にやっております。

○環境政策部長 ありがとうございます。

次に〇〇委員、お願いいたします。

○委員 〇〇と申します。よろしく願いいたします。〇〇に在籍しておりまして、弊社は建設コンサルタント、環境コンサルタントをなりわいとしております。本社を〇〇に置かせていただいております関係で、この会議に参加させていただいております。個人的には水環境とか生態系を専門としておりますので、そのあたりから発言させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

次に〇〇委員、お願いいたします。

○委員 〇〇から出ております〇〇でございます。この会議に出るのも今日が最後というふうな、最初で最後の会議になってしまいました。次回からは代わりの方がおいでになるので、今日は聞かせていただくぐらいしかないので、よろしく願いします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

次に〇〇委員、お願いいたします。

〇委員 おはようございます。〇〇に住んでおります区民として参加させていただいています〇〇です。よろしくお願いいたします。

個人的には、家のほうで太陽光パネルを積んだり、あとLFCのコンポストをやって、環境問題には割と取り組んでいる区民のほうかなと思っております。また、ほかには桜丘の農業公園の管理運営を一部手伝わさせていただいたりしておりますので、そういったグリーンインフラというか、みどり、そういったところも含めて、区民の視点で何か御提言できればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〇環境政策部長 ありがとうございます。

次に〇〇委員、お願いいたします。

〇委員 〇〇です。よろしくお願いいたします。

世田谷には33年ぐらい住んでおりまして、その間、環境問題については、周りの大きな木が切られたり、古い家が多くなってきたとか、環境問題を非常に敏感に感じる場所があります。もともとエネルギー関係のプロジェクトに関与していたこともあって、世田谷区がいろいろな自然エネルギーを活用する施策などに取り組んでいるところに興味を持って見ているところです。地域の活動としては、いろいろな町会の活動、あるいは総合型地域スポーツクラブの英語講師をやったり、世田谷の関係ではボランティアの仕事をいろいろと、この五、六年取り組んでおります。

去年、1年半ぐらいの間ですか、いろいろ世田谷区が取り組んできた環境計画の重要施策などについて質問を出して、各担当部の2、30ぐらいのところから回答をいただいたりして、最終的には先ほどの3月に改定された温対計画のところ意見として反映させていただいたのかなと思っています。今後はそれをモニタリングというか、しっかり区が施策を進めていくところを環境審議会の中では見ていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〇環境政策部長 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

〇委員 おはようございます。〇〇に住んでおります〇〇と申します。よろしくお願いいたします。ちょっと読みにくい字ですけども、〇〇とよく間違えられるんですが、〇〇といます。

私も、5年ほど前に金融機関を退職しまして、もともと環境とかエネルギーに非常に関

心を持っていたんですが、特に地域でそういうことをやっていこうということで、地域の活動にいろいろ参加し始めまして、現在は消費生活課の出前講座の講師を環境の観点でやっています。それとあと、もともと世田谷区からスタートした世田谷環境学習会での活動もやって、地域を中心に、環境に関する勉強をしたり、区民に対して学習会等の開催を一緒にやったりというようなことをしています。

この環境審議会では、従来から関心を持っている区民の環境への関心をどう高めていくかという点について、自分がやってきた講師とか、そういった活動を通じて感じていることを中心にまちづくりのような観点も入れて自分自身も勉強しながら参加していきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

委員の皆様、ありがとうございます。

続きまして、区の出席職員を御紹介いたします。

改めまして、私は環境政策部長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は3人、環境政策部の課長が参加しておりますので、私からそれぞれ御紹介いたします。

環境計画課長、〇〇です。

○環境計画課長 よろしくお願ひいたします。〇〇です。

○環境政策部長 環境・エネルギー施策推進課長、〇〇でございます。

○環境・エネルギー施策推進課長 〇〇です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境政策部長 環境保全課長、〇〇でございます。

○環境保全課長 〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

○清掃・リサイクル部長 清掃・リサイクル部長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私から清掃・リサイクル部の職員を御紹介いたします。

事業課長の〇〇でございます。

○清掃・リサイクル部事業課長 事業課長の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

○みどり33推進担当部長 続きまして、みどり33推進担当部長の〇〇と申します。

私からみどり33推進担当部の関係する課長について御紹介いたします。

みどり政策課長の〇〇です。

○みどり政策課長 みどり政策課長の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○環境政策部長 区職員は以上でございます。

続きまして、環境審議会の会長、副会長の選任でございます。審議会規則に従いまして、会長、副会長は互選にて選任することになっておりますが、どなたか御意見などございますでしょうか。

○委員 会長、副会長、お二人ということでございますけれども、以前よりすばらしい見識をお持ちの〇〇先生に会長を、そして副会長を〇〇先生にお願いしたいと思います。

○環境政策部長 〇〇委員、ありがとうございました。

ただいま〇〇委員、〇〇委員にそれぞれ会長、副会長という御意見がございましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

ありがとうございます。それでは、会長は〇〇委員に、副会長は〇〇委員にお務めいただきたいと存じます。これから2年間、大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

では、会長、副会長にそれぞれ御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 御推薦賜りましてありがとうございます。〇〇です。ふつつかではございますけれども、しっかり務めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副会長 〇〇でございます。先ほどもお話ししましたように、みどりの基本計画をはじめ、幾つかの区の政策、計画にも携わらせていただきました。その経験を生かして貢献していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

続きまして、本日は諮問がございます。「新たな世田谷区環境基本計画の策定について」でございます。世田谷区長より環境審議会へ諮問させていただきます。

区長より諮問文を読み上げますので、よろしくお願いいたします。

〔諮問文朗読〕

○環境政策部長 諮問事項は以上でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ではございますけれども、区長の保坂は公務の都合がございますので、ここで退出させていただきます。

○区長 よろしく申し上げます。

○環境政策部長 それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

ここからは私が議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は第15期環境審議会の初回ということで、私自身を含めて新たな委員が5名加わっていただいております。この皆様で、これから世田谷区の環境政策のさらなる充実に向けた議論を深めてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。

それでは、本日の審議会の議事録の確認ですけれども、世田谷区環境審議会運営要綱第9条に基づいて、私のほかにもう一人の委員が署名することになっております。今回は副会長をお願いしたいと思います。副会長には後日、事務局から御連絡がありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議事録の確認については、今後順番に委員の皆様に担当していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

お手元に次第がありますとおり、本日は諮問事項の審議が1件、報告事項が3件、その他事項となっております。12時まで時間がございますので、効率的に進めていきたいと思っています。

まず最初に、先ほど諮問のありました新たな世田谷区環境基本計画の策定についてから審議をしていきたいと考えております。

では、区のほうから資料1の説明をお願いいたします。

○環境計画課長 環境計画課長のです。私より資料に従いまして御説明させていただきます。資料につきましては共有させていただきます。

審議案件、新たな世田谷区環境基本計画の策定についてを説明させていただきます。

なお、資料1-2まで全て通しての御説明となりますので、30分ぐらい説明の時間を頂戴できればと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず審議資料1-1でございます。1の主旨でございます。区では、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、世田谷区環境基本計画を策定し、取組を進めてきており、このたび、現行の計画が令和6年度までとなって

いることから、令和7年度からの新たな環境基本計画について策定に向けた作業を行うものでございます。

なお、本計画は世田谷区環境行動指針を包含したものとなります。

2の根拠法令につきましては記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。3の検討体制でございます。先ほど区長より会長に諮問させていただきました。今後、本審議会の御審議で答申をまとめていただきたいと思います。庁内及び区民参加等につきましては、下部の計画の推進体制のとおりでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。検討の流れでございます。一番上の枠が本日でございまして、検討のキックオフとして、まずは諮問させていただいたものでございます。この後、区民意識調査を実施し、本年11月の審議会で御報告。以降の審議会で骨子案、素案と進みまして、素案に対するパブリックコメントや区民説明会などを実施、来年12月には答申という流れで審議を進めていただければと考えております。

4ページを御覧ください。5の世田谷区環境基本計画についてでございます。(1)計画の位置づけにつきましては、区政の基本的な行政計画である基本計画に即したものとなります。さらに、環境に関する総合的な計画であることから、地球温暖化対策、みどり、廃棄物をはじめ区民の生活を取り巻く様々なことを包含するものとして、地球温暖化対策地域推進計画や、みどりの基本計画、一般廃棄物処理基本計画など、それぞれの分野で設けております関連計画とは整合を図るものとなっております。

(2)計画期間でございます。新たに策定いたします次期計画の計画期間は令和7年度から令和12年度までの6年間としており、今年度と来年度で策定作業を進めてまいります。また、次期基本計画につきましては今年度中に策定し、令和6年度から新たな基本計画がスタートする予定でございます。

関連計画であります地球温暖化対策地域推進計画につきましては、昨年度に本審議会で御審議いただき、策定してございます。一般廃棄物処理基本計画につきましては、本計画と同様に令和6年度までに次期計画を策定する予定でございます。みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランにつきましては御覧のとおりでございます。

では、5ページを御覧ください。ここからは現行計画について御説明をさせていただきます。

(3)現行計画の概要でございます。現行計画は令和2年度から6年度を期間として推進してきたもので、区のめざす環境像を「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環

境共生都市せたがや～」とし、みどりやエネルギーなど分野別に5つの目標を掲げております。

この策定に当たって重視した視点といたしましては、SDGsの考え方の活用など策定時の社会的な背景を踏まえ、環境を取り巻く様々な課題に対応したものとしております。

続きまして、6ページを御覧ください。(4)現行計画の5つの基本目標と取組みの総括等でございます。新たな基本計画の策定に当たりまして、現行計画に基づく取組について、令和2年度から4年度までの3か年の総括評価を基本目標ごとに行いましたので御報告させていただきます。

まず、「基本目標1【自然】みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります」でございます。上の点線枠の部分が現行計画に記載されている目標になりまして、下のグレーハッチの枠の中が総括評価のコメントでございます。基本目標1【自然】につきましては、みどりの基本計画などに基づき、みどりの創出・保全の取組を進めることができたとしております。

続きまして、7ページを御覧ください。「基本目標2【エネルギー】脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします」でございます。取組みの総括といたしましては、公共施設における再生可能エネルギーの導入を進め、併せてオンサイトPPAモデルを活用し、災害時の電源確保などに取り組みました。また、他自治体との電力連携についても取組を進め、温室効果ガス削減に寄与することができたとしております。

続きまして、8ページを御覧ください。「基本目標3【ライフスタイル】環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します」でございます。取組みの総括といたしましては、環境配慮型住宅リノベーション推進事業や、省エネポイントアクション事業によりエコな暮らしの推進、住まい・建物の省エネルギー化に取り組みました。また、ごみの発生抑制や資源の有効活用に関しましては、普及啓発などにより、区民・事業者のごみ削減に関する意識啓発を進めるとともに、食品ロス削減に向けた取組や、ごみの減量効果を検証する粗大ごみの新たなリユースの仕組みに関する実証実験に取り組み、区民1人1日当たりのごみ排出量の着実な削減に寄与したとしております。

続きまして、9ページを御覧ください。「基本目標4【地域社会】地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります」になります。取組みの総括といたしましては、環境配慮制度による環境配慮の取組の推進、建築物の新たな高さ規制の運用によるみどりの創出・保全など、連続立体交差事業の推進、グリーンインフラなどの豪雨対策への取

組、こういったことを進めてきたとしております。

続きまして、10ページを御覧ください。「基本目標5【生活環境】快適で暮らしやすい生活環境を確保します」でございます。取組みの総括といたしましては、環境美化の取組や、たばこマナー向上などに取り組むことができたとし、喫煙場所の設置につきましては拡大に向け取り組んできており、適地がないことや周辺住民の理解が得られていない状況など、課題も見られるとしております。

以上が5つの目標の取組みの総括となります。

続きまして、11ページを御覧ください。続いて、基本目標及び方針別の環境・取組みの指標でございます。現行計画において基準年としている平成30年度と令和4年度の実績値、計画に定める目標値をまとめております。なお、指標によっては数値算定の年度が異なるものもございます。では、一部をかいつまんで御紹介させていただきます。

基本目標1【自然】の方針1、みどりの保全では、生産緑地面積や農地面積などを記載しております。農地等の保全に関して取組を進めておるところでございますけれども、減少などの数値も見られているところがございます。

続いて方針2、地域にあったみどりの創出を進めますでは、緑化助成による植栽や公園及び緑道の整備などの数字を記載させていただいております。

続いて方針3、水循環と水環境の再生では雨水タンク助成件数を記載しており、数値が伸びているような状況でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。基本目標2【エネルギー】につきましては、記載のとおりでして、太陽光発電設備の普及とか公共施設の太陽光発電導入数、全国の自治体連携数などを記載させていただいております。

ページ下部、基本目標3【ライフスタイル】は14ページまでにわたって記載しており、方針1、エコな暮らしの促進では、省エネポイントアクションの参加世帯数、各種イベントの参加者数などを記載しております。なお、イベントに関しましては、ほかの事業でもそうなんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で一部中止や規模縮小などを行っており、そういったような影響も見受けられるところがございます。

続きまして、13ページ中段から方針2、住まい・建物の省エネルギー化を進めますでございます。新築住宅に占める省エネ住宅の割合や、家庭用燃料電池の導入件数などを記載させていただいております。

続きまして、方針3、ごみの発生抑制につきましては、区民1人当たりのごみ排出量な

どを記載させていただいております。

続きまして14ページ下段、基本目標4【地域社会】につきましては、次ページまで各項目を記載させていただいております。街路灯のLED化の進捗状況とか道路の整備状況、エコ舗装の整備状況などを記載させていただいております。

続きまして、16ページでございます。基本目標5【生活環境】につきましては、大気環境基準に関する達成率及び喫煙マナーに関する指標などを記載させていただいております。

以上が現行計画における環境・取組みの指標の実績値でございます。

なお、生活環境に関する指標といたしまして、ポイ捨てされた吸い殻の数の推移とか、大気汚染、河川の水質などに関して、区が実施いたしましたモニタリング結果をこの資料のPDF74ページ以降に添付しております。参考資料にまとめさせていただいておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、17ページになります。6、新たな環境基本計画の策定における検討の視点についてでございます。ここまで現行計画について御説明させていただきましたが、ここからは新たな基本計画の策定に向けて、背景となるデータや検討の考え方、視点などを事務局案としてまとめさせていただきましたので御説明させていただきます。

まず、前提となる背景やデータなどを御説明させていただきます。

1点目が環境政策に関する国や都の動向でございます。この資料のPDF22ページから、別紙1に、環境に関する国や都の動向を地球環境、自然環境、生活環境の3つの分野別に分けております。ここでは簡単に御紹介だけさせていただければと思います。

まず、地球環境につきましては、国において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラル宣言がなされ、その実現に向け、脱炭素ロードマップの策定と脱炭素先行地域制度が創設されております。都におきましても、国と同様に、2050年カーボンニュートラルを目指すゼロエミッション東京を宣言し、さらに2030年まで温室効果ガスを2000年度比で50%削減するカーボンハーフを掲げております。

自然環境につきましては、日本を含めたG7各国が、2030年までに陸と海の30%以上の拠点エリアを確保することを目指す30 by 30を約束し、我が国においてもロードマップの策定がなされております。また、生物多様性国家戦略では、2030年ミッションとしてネイチャーポジティブの実現が掲げられております。東京都におきましても、ネイチャーポジティブの実現を目標として、東京都生物多様性地域戦略アクションプランを策定しており

ます。

生活環境におきましては、国において、アスベスト対策や光化学オキシダント対策などの強化がなされております。東京都においては、きれいな大気環境の実現などを目標に掲げており、PM_{2.5}においては、2019年に初めて都内全ての観測局で環境基準の達成がなされているような状況でございます。

続きまして、区的环境を取り巻く現状について、簡単にデータの御紹介をさせていただければと思います。詳細はPDF24ページからの別紙2、世田谷区の現況資料としてまとめさせていただいておりますが、ここでは主なものを御紹介させていただければと思います。

まず7ページでございますが、区の世帯類型について、単独世帯が約5割を占めているような状況でございます。この10年間で1.2ポイント増加しております。

続きまして8ページでございますが、世田谷区の将来人口推計でございます。2039年まで増加し、その後、減少する見込みでございます。

続きまして9ページ、年齢別の人口ですが、高齢者人口は一貫して今後も増加していき、年少人口は暫減するといったような見込みとなっております。

続きまして、13ページまで飛ばさせていただきます。世田谷区の税収の将来推計でございます。税収につきましては、将来的に減少が見込まれている状況でございます。

続きまして15ページ、土地利用の状況でございます。世田谷区の土地利用の状況といたしましては、現状でも過半が住宅地を占めておりまして、引き続き宅地化が進行しているような状況でございます。

続きまして、17ページでございます。みどり率の状況でございますが、この5年間で0.8ポイントの減少が見られるような状況でございます。

続きまして18ページ、世田谷区のエネルギー消費量でございます。エネルギー消費量につきましては、減少傾向が長期的に続いている状況でございます。

続きまして、世田谷区のごみ収集量・排出量でございます。こちらも長期的に減少傾向にございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な増加も見られております。

続きまして、飛びまして25ページでございます。世田谷区の刑法犯認知件数でございます。長期的に減少傾向が続いている状況でございます。

続きまして26ページ、世田谷区の事業所の状況でございます。区内で最も多い事業所は卸売業、小売業、次いで医療、福祉という状況になってございます。続きまして、31ペ

ージでございます。区民にお聞きした地域の困り事でございます、1位が道路が狭くて危険、2位が住宅が密集し過ぎている、3位がカラス等の鳥獣による被害というのが2022年度の調査結果となっております。

続きまして、32ページでございます。区民の非定住理由、右下でございますけれども、住まいが狭いなど住宅事情が悪いというのが2022年度の調査結果で1位となっております。

ちょっとかいつまんで御紹介させていただきましたが、すみません、いろいろと全体のデータが出ておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは資料1-1に戻りまして、18ページを御覧ください。検討に当たっての考え方及び視点について事務局でまとめたものでございます。

まず、1) 計画の体系といたしまして、新たな環境基本計画は、区の環境政策における理念、方針、将来像、達成すべき目標などについて、向こう6年間や、さらにその先においても共通する内容を取りまとめるものとしております。その上で、計画に基づく具体的な施策や進捗管理につきましては、各分野の個別計画や取組をまとめた行動計画などで行うものとさせていただいております。

次に、2) 検討の視点、こちらは3点挙げさせていただいております。

まず、①が今の世田谷区における環境を取りまとめる計画にしたいということで、新型コロナウイルス感染症などにより大きく変化した社会状況や、区民の働き方、暮らし方など、今の世田谷区における環境を捉えた計画としてまいりたいと考えております。

②が各分野の相互連関や共通事項の明確化といたしまして、地球環境、自然環境、生活環境という3つの分野について、共通の課題や相互関連が高い施策を整理し、シナジー効果の高い共通施策、テーマなどを示して、区計画としていきたいと考えてございます。

続きまして、19ページを御覧ください。③といたしましては関連計画との整合性になります。ここでは、特に関連性が高く整合を図る必要がある計画につきまして、ちょっと検討の背景として簡単に御紹介させていただければと思います。資料にございます計画の名称にそれぞれの計画の概要版のリンクを貼っておりますので、参考に御覧いただければと思います。

1つ目が世田谷区の基本計画でございます。先ほど御説明したとおり、現在策定中でございます。本年3月に基本計画審議会より答申をいただいた基本計画大綱というものに、基本計画の具体化に不可欠で、特に重点的に取り組むべき施策を重点政策として取り上げ

ており、そのうちの一つに脱炭素社会の構築と自然との共生というものがございまして、主にそこに環境に関する記載がございます。資料19ページ中段の仮囲いの中に、重点政策、脱炭素社会の構築と自然との共生にある記述を記載しておりますので御紹介させていただきます。

3項目記載がございまして、1項目めでは、地球の生態系の健全性の維持のため、人の行動や社会の在り方を変えていく必要があるとし、省エネの徹底、再エネの活用、脱炭素、グリーンインフラなどの取組について、環境分野のみならず、経済、教育、福祉、まちづくりといったあらゆる分野で進めていくとしております。

2項目めでは、資源循環の実現や生態系の働きを高めていく持続可能な暮らしの実現には、区民の行動やビジネススタイルの変容が必要とし、意識や行動の変革を促す取組や、それを支えるルールなどの基盤の整備を進め、まちづくりとも連動させながら行動変容を加速するとしております。

3項目めでは、自然環境との共生の取組、みどりの保全・創出に向けた取組を一層進めることで、居心地がよく、住みやすいまちづくりにつなげるとともに、世田谷の良好な住環境を次世代に引き継いでいくとしております。

続きまして、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画でございます。資料からリンクでも御覧になれますし、今、共有させていただいております。この計画につきましては、本審議会に御審議をいただきまして、本年3月に策定したものでございます。今年度から2030年度（令和12年度）までを計画期間としております。

概要版の3ページの下部に記載させていただいておりますけれども、2030年の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で57.1%と掲げておりまして、これは国や東京都を上回る削減目標となっております。計画には、これを達成するため、区民・事業者・区のそれぞれの取組と、特に取り組むべき重点施策というものを取りまとめさせていただいております。記載のとおりでございます。こちらが事業者の取組みで、最後に区の取組みがございまして、重点施策を5つ掲げさせていただいております。現在、今年度から区では、この計画に基づき地球温暖化対策を進めているところでございます。

続きまして、みどりの基本計画と生物多様性地域戦略となります生きものつながる世田谷プランにつきまして、みどり政策課長に説明をお願いいたします。

○みどり政策課長 みどり政策課長、〇〇でございます。私のほうから、世田谷区みどりの基本計画、生きものつながる世田谷プランの2つの計画につきまして御説明させてい

たきます。みどりと生き物については、関係が非常に相互に補完し合っておりまして、関連性が高いこともございますので、2つの計画をまとめて御説明させていただきたいと思っております。

まず、みどりの基本計画でございます。みどりの基本計画につきましては、右上にありますように、世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全・創出を推進する取組の全体像を示した計画でございます。都市緑地法に定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、また、世田谷区みどりの基本条例に基づく計画ともなっております。

計画期間でございますが、現在の計画は2018年（平成30年度）に改定しておりまして、2027年度（令和9年度）までの10年間の計画となっております。なお、世田谷区は、区制100周年である2032年にみどり率33%の策定を目指していることから、2027年度までの計画期間におきましては、みどりの豊かさを実感するための2つの目標を掲げてございます。

この概要版は構成が非常に分かりづらくて申し訳ないんですけれども、2027年度までの計画期間におきまして、みどりの豊かさを実感するための2つの目標、みどり率を29%、また、みどりに関する区民満足度で大変満足しているという割合を25%を目指すという目標を掲げてございます。

2ページ目に戻っていただきまして、こちらのページと次のページに基本方針と主な取組みの内容が載っております。みどりの将来像としては「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」を掲げておりまして、記載のとおり、5つの基本方針と、それにぶら下がる取組み方針。例えば1-1で国分寺崖線の保全や、2-1で公園緑地の整備、また、次のページになりますけれども、5-1、みどりに関する普及啓発など、合わせて17の取組み方針を定めてございます。

また、こちらの概要版には記載されておりませんが、取組み方針に対しまして合わせて40の取組み内容を示してございまして、この計画に基づき、様々取り組んでいるところでございます。

次に、生きものつながる世田谷プランでございます。4ページ目を御覧ください。生きものつながる世田谷プランにつきましては、生物多様性基本法に基づきまして、生物多様性地域戦略として、2017年度（平成29年度）に策定しております。区制100周年となる2032年（令和14年）までの16年間の計画となっております。

左上にも記載がありますように、役割といたしましては、生物多様性国家戦略や東京都の緑施策の新展開、また、世田谷区基本構想や基本計画を上位計画としまして、都市整備方針、また、環境基本計画などの関連計画との連携も図りながら、これらの計画では言及されていなかった生物多様性の視点を持って、よりよいまちづくりを戦略的に進めていくための計画となっております。

計画の内容でございますけれども、生物多様性に係る将来像を示すとともに、6ページ目以降にありますけれども、生物多様性における将来像を実現するための3つの柱をつくっております。また、その中に9つの目標と合わせて18の取り組み方針を掲げてございます。4つのリーディングプロジェクトをはじめとして、この計画に基づき様々に取組を進めているところでございます。

なお、みどりと生き物の関係は相互に補完し合っているということもございますので、具体的な取組の多くは、その2つの計画で重複している状況でございます。そのため、みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランにつきましては、一体的に進行を管理しているところでございます。

生物多様性につきましては国や都の動きもございしますが、令和9年度にみどりの基本計画の改定も予定しておりますので、そういった中で、生きものつながる世田谷プランの中間見直しについても視野に入れながら考えていきたいと考えてございます。今年度、区の行動計画としまして、みどりの行動計画や生きものつながる世田谷プラン行動計画を一体の計画として改定していきたいと考えてございますけれども、引き続き自然と共生する社会の実現に向けて、具体的な取組を積み重ねてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○環境計画課長 ありがとうございます。

続きまして、一般廃棄物処理基本計画でございます。説明を事業課長、お願いいたします。

○清掃・リサイクル部事業課長 世田谷区清掃・リサイクル部事業課長の〇〇と申します。資料ありがとうございます。世田谷区一般廃棄物基本処理基本計画の中間見直し概要版に基づいて説明させていただきます。

右上に計画の概要とありますので、そこを御覧いただければと思います。一般廃棄物処理基本計画ですけれども、法定計画の10年計画となっており、5年をめぐりに見直しを行っております。この計画に基づいて、当部ではごみやリサイクルの事業を進めており、現行

計画が令和6年度までとなっておりますので、次期計画に向けて、来年度末をめどに策定をまいります。

次期計画ですけれども、今まで御説明ありました環境基本計画、社会情勢や国や都の動向を踏まえ、それとの整合を図りつつ、こちらで事務局を担っている清掃・リサイクル審議会、事業者・区民の方や知識経験者の方から様々な意見を頂戴しまして、プラスチックの資源循環などの新たな課題に対応した計画としていきたいと考えております。

2ページの上段左側、循環型社会形成のための基本的な考え方を御覧いただければと思います。基本理念を「環境に配慮した持続可能な社会の実現」とし、3つの基本方針として、区民・事業者主体による取組みの推進、拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制、環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業展開を掲げてございます。

同じく2ページ目の左、中段から下段にかけて、循環型社会形成のための施策を御覧いただければと思います。循環型社会形成のために、区では、特に2R、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を特に推進すべく、様々な事業展開をしております。少し前まではリサイクルを含めて3Rを推進しようということでも事業展開を図ってございましたけれども、現在では、リサイクル工程にも環境負荷がかかり、費用的にもごみ処理以上の経費がかかることから、区としては、まずはごみの発生抑制に力を入れて事業を推進しております。詳細の説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上となります。

○環境計画課長 ありがとうございます。

それでは、資料のほうにお戻りいただきまして、20ページを御覧ください。審議資料1-1の説明の最後となりますけれども、本審議会で御審議いただきたい事項として、事務局で整理させていただいたものを御説明させていただきます。

本審議会では、新たな環境基本計画に示す基本的な考え方につきまして、世田谷区の特性を踏まえ、地球規模から生活環境まで、多岐かつ多層的な「環境」分野を総合的な視点から整理いただきたいと考えてございます。

また、長期の目指すべき区の環境像といたしまして、2050年と仮に設定させていただいておりますけれども、それぐらいの長期の目標にあるべき姿を示し、その上で、将来像の実現に向けて特に取り組むべきテーマについて、地球環境、自然環境、生活環境を横串刺した大きなレベルでの御整理をいただきたいと考えてございます。

審議資料1-1につきましては以上となります。

続きまして、審議資料1-2、環境に関する区民意識実態調査の実施についてを御説明いたします。

P D F 83ページからとなります。1の主旨といたしましては、新たな環境基本計画の策定の基礎資料とするため、環境に関する区民意識調査を実施するものでございます。

2の調査の概要といたしましては記載のとおりでございまして、対象は18歳以上の区民4000人を無作為抽出しまして、調査票を郵送する形でございます。

3の予定につきましては記載のとおりでございます。

4の調査項目につきましては、区民一人一人の環境意識とか区の環境施策に関する御意見をお聞きしたいと考えてございます。

次ページ以降に具体的な調査項目をつけさせていただいております。

それでは、ちょっと長くなりましたが、審議案件(1)新たな環境基本計画の策定の説明につきましては以上でございます。皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 資料の御説明、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました内容とか今後の審議の進め方について御質問をしていただき、その後、御意見をいただくということで、おおむね11時半までを想定してございます。ただ、〇〇先生が、たしか10時40分頃に退席されると聞いていますので、もしよろしければ、〇〇先生、質問なりコメントがありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 どうもありがとうございます。すみません、では先に質問とちょっと意見を言いたいと思うんですけども、まず質問として、気になったのが、区民の意識に関して、道路の幅が狭くて危険というのが1位に上がっていたのが気になったところで、道路は、危険なだけではなく、災害時に避難とか復旧とか救助とかいろいろなものに関しても重要ですし、あと、通風とか採光、日照という面でも環境には深く関わっているのかなと思っただんですけども、ここに関しては何か指標とかが定められているのでしょうか。それとも、これとは別の計画上で定められたりしているのか、ちょっと教えていただければと思ひます。

○環境計画課長 まず、道路につきましては、世田谷区は密集市街地でございまして、都市計画道路の整備率もまだまだ低い状況の中で、道路整備に取り組んできているところでございます。指標といたしましては、資料の15ページに環境の指標をまとめさせていた

だいている中で、基本目標4【地域社会】の方針4-2に、地区幹線道路完成総延長という指標をつけさせていただいております。これはあくまでも都市計画道路の東京都施行分も含めまして、整備状況を記載させていただいているものでございます。

区民のおっしゃっているような道路事態というのはこれだけを指すものではないと考えておりますけれども、道路環境といったものも環境の一つと捉えて、環境にやさしい移動・交通ができるまちというのは現行計画でも目標に掲げているところでございます。

○委員 ありがとうございます。あと意見としては、環境は、今までの計画でかなりいろいろな取組が進んできていることとは思うんですけども、区民の中でも意識がすごく高く積極的に取り組んでいる人と、意識の低いというか、あまり取組に熱心でない人との格差がちょっと広がってきているのかなという気はしています。特に世田谷区は、単身世帯、ひとり暮らしの若年層が特に多いのではないかと考えていますので、ぜひそこを取り込むような計画ですね、全ての区民が何かしらの形で取り組めるような計画がいいのではないかと考えています。

その中でも大学の役割はかなり大きいと思っていまして、ひとり暮らしを始めるタイミングって、大学に入ったとか、大学を卒業して就職するときに皆さんひとり暮らしを始めるので、そこでどう働きかけられるかという意味で、私ども大学の責任も大きいかなと思いますけれども、ぜひ協力して取り組みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 ○○先生、どうもありがとうございました。ちょっとイレギュラーに質問と意見をいただきました。ありがとうございます。では、またよろしく願いいたします。

もう一遍、最初から申し上げますと、今回は、今後1年半かけて御議論いただく一番最初でございますので、出席していただいた委員の皆様、極力全員から御意見をいただければと思っております。質問もあれば挟んでいただいても結構かと思いますが、御意見がまとまった方から、まずは挙手をしていただければと思います。挙手がなければ順番に意見ををお願いしたいなと実は思っております。よろしく願いいたします。

○委員 よろしく願いいたします。

区の皆さんのご説明、ありがとうございました。区長からのお話をベースに答申をこれからつくっていかねばならないということですが、1つよく分からないのは、いろいろある計画の整合性を取っていきますというふうに書いてありますが、区長が言っていた3月に発表された、1ページに書いてある地球温暖化対策地域推進計画というのが出され

たばかりで、それで今回、基本計画を策定するというのが、何か直感的に、そもそも順番が逆であったのではないかと思います。基本計画があつて温対計画があるべきだったのではないのかなと思ったりしています。

計画の期限の問題があつたので基本計画が後になったという理由なのかもしれませんが、温対計画については、前の環境審議会が相当の時間をかけて作成していて、今後の区の位置づけとか、区のあるべき姿とか、そういう議論が相当されたと理解しています。審議会の議事録を見ても、その辺が相当議論されたと思います。今回また同じような議論するのかというふうに直感的に思ったんですけども、その辺はどういうふうに捉えられているのか。そもそも基本計画を議論する前に、そのあたりの委員の皆さんの認識はどうなのか。前回から参加されている方もいらっしゃるので、その辺を確認したいというのがまず第1点です。

それから、この後に皆さんの意見も聞くということですが、いろいろ御説明があつたデータとか、総括された内容については、ちょっと議論があるのかなと思っています。あまり私だけで時間を取りたくないと思いますけれども、1つだけポイントをあげると、総括は全体的に楽観的な成果だけが書かれているように見えてしまうということです。1つ具体的な例は、「みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります」というところで、世田谷みどり33の動向について、先ほどのご説明にもありましたけれども、みどり率でしたか、比率が結果的にはこの数年で落ちているのに、そういうようなことはこの総括の中に書かれていなくて、創出の取組を図ったという結論のような書き方です。必ずしも結果と今の現状と、この総括とは合っていないんじゃないかとか、いろんなものがこの基本目標の結果の総括のところで見られたと思います。

この総括は、そもそもこの審議会の資料で出ているから公表されるのかもしれませんが、もしこれが公表されるとすると、区民に対する印象として、間違つたというよりも、認識が必ずしも正確に伝わっていかないのではないか、区の総括がしっかり認識されていない、というふうな懸念を持ちました。

2つ大きなポイントとして、取りあえずそこだけ申し上げておきたいと思います。ほかにもデータの関係のところ、いろいろポイントがあると資料を見ていて思ったので、これはもし時間があればお伝えしたいと思っています。

○会長 御指摘ありがとうございます。今回の会議は時間の限りがございますけれども、その後も御意見あるいは御質問がありましたら、メールで事務局に送っていただくと

いう方法もございますので、それも含めてお考えいただければいいかなと思います。

まず、今御指摘いただいたことについて、事務局からお願いいたします。

○**環境政策部長** では、2点ございました。温対計画と基本計画の順番が逆なのではないかということで、正直、温対計画の部分についてはおっしゃるとおりだと思います。本来であれば、基本計画が先にあり、温対計画が次にくると。実行計画と総合計画の関係でいえば全く御指摘のとおりなんですけれども、計画をつくったときの年次の関係でこうなってしまった。これは言い訳になるんですけれども、そういうことです。

いずれ基本計画と温対計画は統合ないし、順番については基本計画がまず先にあり、考え方を示した上で、実行計画としての温対計画があるという関係に整理し直そうと思っているんですけれども、今回、基本計画のほうがどうしても後に来てしまったので、温対計画については、おっしゃるとおり、審議会で極めて高度な御議論をいただいているので、この部分については基本計画にできる限り生かしていく形を取りたいと思っています。ただ、環境基本計画は温暖化対策だけではなく、例えばみどりのこととか、自然環境のこととか、生活環境のことも入ってきますので、今回そこについての基本的な考え方を中心にいただければと考えているところが1つございます。

次に、総括について、ありていに言えばぬる過ぎるところですけれども、これは私自身も責任感じますけれども、おっしゃるとおり、これは役人の悪癖だと思っています。アウトプットだけ言っていて、アウトカムについての総括がなかったというのは御指摘のとおりだと思うので、そこはちょっと、申し訳ないんですが、真摯に反省しなければいけないと思っています。アウトカムを分析していくと、指標を見れば、必ずしも結果が出ていないということは明らかなので、そこは現実をしっかりと直視した上で議論をしなければいけないというのは我々自身も感じているところなので、委員の皆様にも客観的指標を見ていただいた上で、現実ほうまくいっていないところもあるよねということは前提の上で御議論いただければと思っております。

○**会長** ありがとうございます。まだまだ御指摘あろうかと思いますが、まず全ての委員の方に御発言をお願いしたいと思っております。

○**委員** 私も初めて参加させていただくので、少し皆さんと違うことを聞くかもしれませんが、今回聞いていて一番奇異に思ったのは、今、〇〇さんが言われた2点目なんです。今回、基本計画の総括をやるということは、次の基本計画への課題出しをやっているというふうに理解しています。だから、できたこと、できないことを明確にして、

できなかったことはなぜできなかったのか、そこに残された課題はないのか、全部できたなら新たな課題は何かというのを明確にしてもらわないと、次の基本計画はできないんじゃないかと思っていますので、そういう観点でお願いしたいというのが意見です。

具体的に言いますと3点ありまして、質問なんですけれども、1つは、みどりの問題について非常に楽観的と今意見がありましたけれども、私もそう思っていて、特に量で見るとどんどんどんどん減って行って、何とか25、26にとどまっているような現状というふうに数字的には取れます。その中で特に問題なのは、やっぱり農地の問題、農業の問題だと思っていますので、これに対して何か具体的な手を考えていく、課題があると考えているのかどうかというのが1点目の質問。

2点目の質問は、同じく説明があって、エネルギーのところなんですけど、地産地消という1つの目標値を上げているんですけども、区の施策はいろいろやっているというのはよく理解できますが、区民の再エネ利用率を25%とも書いてありますけれども、実際どれぐらい進捗していて、区民の取組はどうかというコメントがないので、そこに課題はないのかというところを質問として聞きたいと思います。

以上、取りあえず質問としては具体的な2点を、〇〇さんの御意見に絡めて、私のほうからもちょっとお聞きしたいと思っています。

それから3点目は、これから区民の調査をするということですが、調査項目が並んでいきますけれども、これについては、ここの審議会の意見で変更は可能かどうかをちょっと教えていただきたいなと思います。

○会長 〇〇委員、ありがとうございました。

それでは事務局からお願いいたします。

○環境政策部長 私からはエネルギーについてお答えするんですが、その前にみどりについて、みどり部から答えてもらってもいいですか。

○みどり政策課長 御指摘いただいたように、取組みの総括について非常に甘いんじゃないかということについては、ある意味、みどり率の数字だけを見るとその通りで、ご指摘を受け止める必要があると感じているところでございます。様々、区として取り組んでいるところでございますが、一方で、樹林地、また農地を含めて民有地のみどりの面積、箇所ともに減少傾向にあるということが、現状、目に見えていますので、これら今までやってきた取組を、もう一步推進、拡充を図っていくほか、新たなことも考えていかなければいけないところがございます。世田谷らしい豊かなみどりをさらに保全・創出していく

ためには、やはり区民の方の行動変容も含めて考えていかなければいけないと考えてございます。

農地の問題につきましては、確かに農家の数とか農地の面積とかが減少傾向にある中で、庁内関連所管も様々な取組を行っているところでございます。みどり部でいうと、農業公園の都市計画決定とか、そういったものに取り組んでいるところでございますけれども、区の中でも都市計画課、都市農業課を含めて連携しながら、農業の事業者に対するお話も含めて、総合的に考えていかなければいけないと考えています。

○**環境政策部長** 2点目、3点目についてですけれども、2点目、まずエネルギーで、区民の再生可能エネルギーについて課題はどこと考えているかということだと思っておりますけれども、環境・エネルギー施策推進課長、いいですか。

○**環境・エネルギー施策推進課長** 先ほどの温対計画、この中の34ページに現状ということで状況が書いてございます。環境に関する区民意識実態調査をしております、2013年に実施したものと2018年に実施したもので比較をしております。それでいきますと、再生可能エネルギーを利用しているという回答者の区民の方は、2013年は3.4%、2018年でもまだ6.5%という状況になっております。これを利用したいと回答した人の割合は40%超ということで膨らんできてはいるんですけれども、実際に利用する方に変換していかなければいけないと思っております。

今年度につきましては、こういった省エネ・再エネポイントアクションというのを6月15日から募集して参加者を募ってやっております、再エネに契約を切り替えた区民の方に対して、区内の地域通貨でありますせたがやPayを1万ポイント差し上げるということで、ちょっと積極的な支援策ということで、啓発事業なんですけれども、そういったものを用意して、これからもこういった事業を含めて、今年度初で行っている事業ですので、そういった反応も見ながら様々な施策を打っていきたいと考えております。

○**環境計画課長** 3点目、区民意識調査に関して、環境計画課よりお答えさせていただきます。区民意識調査につきましては、先ほど御説明した案で事務局のほうでは策定しております。継続性等もございますので、ある程度設問につきましては一定の枠の中でやっていきたいと考えてございますけれども、皆さんから御意見がございましたら、そちらもいただきまして、反映できるところについては反映させていただきたいと考えてございます。誠に恐れ入りますけれども、スケジュールの関係で、来週中ぐらいには設問内容を固めたいと考えておりまして、もし御意見がございましたら、週明けぐらいまでにメールな

りで事務局にいただけますと幸いです。

○会長 ありがとうございます。最初から非常にペースが速い、かつ積極的な御意見、ありがとうございます。

1点だけ私のほうから申し上げたいのは、この環境基本計画と個別の計画との関係がございます。この計画は、言ってみれば各計画を横串に刺して、そして大きな戦略というか方針というか、キーワードというのを出すのが1つの大きな目的かなと思います。もちろん各先生から個別のことについて御意見いただきましたら、それはそれでまた事務局で対応していただきますけれども、そういう視点で御意見をいただければありがたいなと思います。

それでは〇〇さん、お手が挙がっていますのでお願いいたします。

○委員 個別の意見になってしまうんですけれども、私ももう6年ほどこの委員をやっているんですが、でも、6年前とあまり、なかなかこういうものって進捗しないと思うんですけれども、先ほどのみどり豊かなまちをつくるで、2016年から2021年までで緑被率が0.8%下がったというのは、6年前にも私からいろいろ話したことなんですけど、いまだにそれが総括の中に出てきて、それに対してどういう対策をしたというのが見えないんですよ、個別のところなんですけれども。

6年前、私の家の大きなドングリの木の葉っぱが落ちるから、どうにかこれをみどり33に協力しているというふうにプレートでもいいから作ってほしいと言ったのが結局何もされないままで、ついに今年の初めに伐採してしまったんですよ。これで0.001%ぐらい緑被率が減ったのかもしれないんですけれどもね。こういう具体的な行動をしていかないと、ここで言葉だけでこういうふうにしますと言っても、総括のところにも何もないというんですか。だから、一つ一つ早くやったほうがいいと思うんですね、これはくだらない話かもしれませんが。

同時にもう一つ、毎回、副会長が言われていたウォーカブルなまちづくりというのも、これも何かしらどこかに明記してほしいなというのがあります。1つ私が思ったのは、渋谷区との比較はちょっとおかしいかもしれないんですけれども、渋谷区のトイレプロジェクトがようやく全部できたと。私も幾つか行ってみたんですけれども、非常にいいところがあるんですね。歩いていて雨宿りができるトイレだとか、そういうこともあるので、そういう予算が世田谷区であるのであれば、副会長が言われたウォーカブルなまちづくり、何かしら日よけをつくるとか、そういうことを、もう具体的に見えてやっていったらいい

んじゃないかなと。

環境に対する意識は世田谷区の人もみんなあると思うんですけども、環境基本計画とかはみんながみんな見ているわけじゃなくて、歩きながら気がついていくべきだと思うんですね。そういう面で行くと、意見になりますけれども、具体的に何か見えることで行動していただきたいなというのがあります。ちょっとうるさくて申し訳ないけれども、すみません。

○会長 ありがとうございます。とても大事な意見だと思います。

取りあえず意見を各先生からお願いしたいと思います。それでは〇〇先生、お願いいたします。

○委員 先生と言われるとびっくりしちゃうんですけども、すみません。

私も〇〇さんと同じように、どのぐらいの期間になるのか分からないんですが、引き続きやっておりますけれども、〇〇さんと同じように、なかなかみどり率も変わらないし、それからエネルギーの面でも、何か大きい動きがないなという感想は持っています。

まず、今回、世田谷区の現況資料というしっかりまとめたものをいただきまして、こんな状態なんだというのがよく分かりました。ありがとうございます。さすが部長だなという気もしておりますけれども、その中で、やっぱり地域によって相当差があるということが分かると思うんですね。世田谷区の場合、90何万という大きな人口を抱えていまして、1つの地区だけでも普通の区の大きさがあるわけで、やっぱり環境の政策としてはそれぞれ違うものにしなければいけないんじゃないかなと、これはずうっと思っていることなんですね。例えば三軒茶屋を中心とした世田谷地区なんかは、もうとにかく密集地域で、これはもう待たなみどりを守っていかなければならない地域じゃないか。下北沢の周りもそうなんでしょう。それと比べて玉川のほう、環八の向こう側は、気候も違うんじゃないかと言う人もいるくらい、違う環境にあるんじゃないかと思うんですね。だから、三軒茶屋とか下北沢を中心とした地域と、烏山とか砧の地域を同列に考えて、最終的に合わせたような結論を出してくると、間違ってしまうのではないかなと思っています。

ですから、基本方針を立てるに当たって、その小さなというか、一つ一つのところをくっつけた形で、それを横串にした形で基本計画を出したほうがいいのではないかな。この地域はこういう基本計画でいくよ、この地域はこの基本計画でいくよという形で、総合的に世田谷区はこうやって応援していくよみたいな形が正しいのではないかなと思っています。すみません、意見です。よろしく申し上げます。

○会長 どうもありがとうございました。おっしゃるとおり、もう世田谷区というのは鳥取と同じぐらいの人が住んでおられるし、かつ、各地域でそれぞれ文化も違うので、おっしゃることはよく分かります。私も、世田谷ではなくて〇〇に住んでいるんですけども、鳥山とか砦の地域のことにはよく分かっておりますので、ありがとうございます。すみません、余計なことを言いました。

では〇〇さん、よろしく願いいたします。

○委員 ありがとうございます。ちょうど今申し上げたいことを〇〇委員が言ってくださったので、ちょっと重ねる感じになるんですが、今度、区民の意識調査をされるということで、まず4000人、かつ、以前もやったので継続で比較なさるということなんですが、91万人からの区民がいる中でこの4000人という数字、回収率だって30年度のとき55.8%ということで、半数以上は回答されているとしても、1割にも満たないところで、これを区民の御意見ですみたくに出すのはいかななものかと思います。私たち農村をやっている者は、もう当然ですけども悉皆調査が可能なことになるわけで、なるべくいろいろやって、その地域ごと、地区ごとに細分化してやっていくんです、やっぱり環境が地域によって違うから。〇〇さんがおっしゃったように、三軒茶屋とか玉川とか、全然違うわけですから。無作為に抽出して、もしかしたら無作為だけれども偏る可能性はないのかどうか。

それから、私たちが農村でよくやるのは、農家さんと非農家さんとか、それから年代別とか、もちろん地区別ということで集落別とか、非常に丁寧に丁寧にやる。そして住民の意見を酌み上げる。そうでないと、この結果を還元する、フィードバックするときにごく批判されちゃって、農村の人たちはやっぱりすごい危機感がありますから怖いんですよ。でも、丁寧にやるということをやってきた。

世田谷区民の皆さんも、以前、区民講座で伺ったとき、非常に意識が高くて、逆にお教えいただくこともあったので、これでよろしいのかなと。もっと社会教育の場、講座などに来ている方とか、もっと多方面から皆さんの意識をお伺いできるチャンスはあると思うんです。これがちょっと、もう1回やる、3回目を実施するというのが、これでいいのか。内容的にもどうなのか。これで形骸化していると言ったら失礼だけれども、この内容で果たして本当によろしいのかどうかというのはちょっと疑問には思いました。すみません。

○会長 〇〇委員、ありがとうございます。

では引き続き、取りあえず一巡させていただきたいと思います。区民委員の〇〇さん、

いかがでございましょうか。

○委員 いろいろな御意見、本当に参考というか、もっともだなというふうに思うところがあります。みどり率のところとか、11ページですか、今後、農地面積が目標値で増えたりするようなところとか、どういう背景なのかなとか、いろいろ個別に質問はあるんですけども、ちょっと私の意見として、いろいろと施策、新しい太陽光をつけたときにせたがやP a y でやるとか、そういう形で新しい方を呼び込むというのも重要かと思うんですけども、既に取り組んでいる人たちのところが結構分断されちゃっているというか、毎年何人新しくつけましたよとか、そういう新しい数はあれなんですけれども、では、実際取り組んできたその蓄積がどうなっているのか、そういったところがちょっと視点として抜けちゃっているんじゃないかなと思います。もう既に取り組んでいる人たちというのが一番コアになり得る、クラスターになり得る人たちなので、そういう人たちをうまく取り込んでいく施策、視点というのが必要じゃないかなと思っています。

私ごとであれですけれども、私も2011年の3・11の後に、そういう電気の問題を考えるようになりまして、つけたんですけれども、10数年たってくると今度は継続、廃棄の問題とか、そういったところも非常に課題になってくるので、2050年とかそういう長いスパンで考えたときには、つけろや、つけろやと言ってつけたときに、では果たして世田谷区のほうで、つけた太陽光の設備をどうやって持続するのかとか、再利用するのかとか、廃棄するのか、そういったようなところももちろん考えていかないといけないかなと思います。

ちょっと細かい話で恐縮なんですけれども、ごみのリサイクルのところでも1つ視点として入れたほうがいいのかと思ったのは、リチウムイオンの電池なんですけれども、リサイクル法で回収が決められているパソコンとか大きなものはいいんですけれども、最近、ノベルティーとか、おもちゃとか、そういったところにもリチウムはすごく入ってきていて、これも非常に環境的に重要なものだと思っているので、そういった回収をどうやって啓発するか。今、多分みんな普通に不燃ごみで捨てちゃっていると思うんですけども、発火の危険なんかもありますので、そういったところも啓発していく必要があるんじゃないかなとちょっと思っております。一旦、意見としては以上にさせていただきます。

○会長 どうもありがとうございます。

引き続きですが、〇〇委員、お願いいたします。

○委員 今までこの審議会に4年間携わってきまして、それでまた新たに始まるという

ことで、そこではいなくなるので、出ないほうがよかったかななんて思っていますけれども、私からは、長年、町会のほうに携わってきまして、この区民意識の表を見ると、大分そのとおりだなという感じはするんですね。

親の財産の関係で農地がどんどん減っていくんでしょうね。売らなければ税金が払えない。そんな関係で建て売り住宅ができています。その中で建て売りに入った方々は、自治会に入ってくださいと本当に一生懸命、周りの自治会では運動するんですが、どんなメリットがありますかと聞かれちゃうと、メリットはないけれども地域のつながりって大事じゃないですかというふうな説明ではなかなか納得していただけない。また、親の代では自治会に入っていたんだけど、親が亡くなると、子どもさんたちは自治会から撤退してしまうというのが実情で、ここに21年の加入率が51.9%と書いてあるけれども、もう45、6%になっているんじゃないかなと思っています。私も24、5年、町会に携わってきたんですが、今回で卒業させていただくんですが、これが一番心配していることで、それこそ区のほうで、任意団体という形を取らないで、何かもっといい方策はないかななんて考えています。

また、もう一つ、住宅街で何件かまとめて土地を買い上げて、特養とかそういったものができているんですよ。ただ、そこに入る道路はそんなに広くないんですよ。それなのに、その道路からのセットバックというか、そういったものがちょっと少ない気がするんですよ。もう少し現状の道路より下がったところで工事が進められて完成されるような方策は取れないかと。だから、住宅街に隅切りをしていただいて、車も確かに見通しはよくなったんだけど、ただ、隅切りしただけで、道路自体は平らな道路という状態になっていないんですね。世田谷区には見ればいいんだという隅切りがあるんですね。結局、そこへ木を植えられちゃったらもうどうにもならない。何のための隅切りなのという感じのところは住宅街にはいっぱいあるんですよ。また、そこに電柱が立っていたりね。そういったことをもう少し建築課なり、それから自主防災においても、道路は広ければ広いほど安全帯ができますので、私どもが住んでいるところは本当に住宅が混んでいるところなので、できれば道路はなるだけ広く取ってほしいと。

おかげで住むには一番住みやすいところで、私も世田谷に越してきてもう何十年になるんですかね、40年から50年住んでいるんですけども、確かに私が住んでいるところは住みやすいですよ。だけれども、道路事情が本当によくはないというのがもう悩みの種。これを皆さんに何度かお願いしているんだけど、セットバックというのがなかなかうま

くっていないのが現状じゃないかなと思います。そういったことが解決するといいなと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。

引き続き〇〇さん、お願いします。

○委員 ほかの委員の方からも幾つか御発言がありましたので、重複しないようにということで、2点お話しさせていただきたいと思います。

1点は、〇〇委員からもちょっとアンケートの内容についてお話があったんですけども、やはり今回、我々に与えられている課題は基本計画ですので、その基本計画につながるようなアンケートであってほしいなと思っておりまして、今、案として挙げていただいているのを見ますと、実行計画だったら、こういう設問をされて、どういう計画につながっていくのかということが多少見えはするんですけども、基本計画を想定したときに、今の設問がどういうふうに基本計画につながっていくのかというところがちょっと弱いなというのが気になっております。それで、設問について、あるいは過去からの経年的な時系列的なものの考察も必要かと思うんですけども、今回の基本計画につながる設問ということを少し見直したほうがいいかなと感じました。

それからもう1点なんですけれども、やっぱり基本計画ということ考えたときに、少しほかの計画との間のストーリー性、関連が必要で、もちろん区からの御説明の中でも整合を取っていくという話は出ていたんですけども、今回つけていただいています区の現況の資料の中を見ますと、区民の方が気にされている中での課題というので、やはり災害に強いまちづくりとかが出ております。それから、先ほど委員からもお話がありましたけれども、道路の幅が狭いというようなことがあって、やはり防災とか災害というのは住民にとってとても重要な課題ということで皆さん気にされているわけです。

防災というのは環境とも非常に関係していると私は思いまして、特に環境計画という今回の問いかけに対して、道路幅が狭いと風通しや日射という環境に関わるというのは先ほど委員からもお話があったんですが、防災に関しても、例えば今、局地的な雨が非常に多くて、洪水になるとか氾濫になるとか浸水するというような話もあるんですけども、そういうのは地下水位の話だとか地下浸透の話だとか、あるいは緑被率が下がったことで保水性が下がったというところで、やっぱり環境につながってくるものも非常にあると思っています。ですので、今回の現況の整理を踏まえても、基本計画につなげられるような、あるいは他の計画との関連性を持たせられるようなストーリーづくりも考えて計画のほう

に反映していただけたらなと思っております。

○会長 ○○委員、どうもありがとうございました。

それでは引き続き御意見をいただきたいと思います。○○大学の○○委員、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。ちょっとパソコンの調子が悪いので、携帯から参加させていただきます。

私も、この世田谷区の審議会を長くやらせていただく中で、最近思うことがあるんですね。それは1つは、先ほどの委員からも御指摘があったとおり、やはり世田谷区の中でも面的にすごく特性が出てきているという認識を、我々がしっかりと自覚していくということがあるかなと思います。

もう1点は、時間軸だと思うんですね。つまり今の○○委員の御指摘のとおり、世の中の変動が激し過ぎるということがあるのかなと。実際に世田谷区の中でも、環境白書にも出ていましたけれども、まさにこのコロナ禍の中で、家庭内のごみが増えすぎてしまったという指摘もあるかなと。つまり、そのような状況、状況の中で判断していかなきゃいけないことがこれからすごく出てくるといったときに、環境基本計画の中でも、従来のKPI設定の文脈を超えて、今、企業で進められているようなOKR、つまりオブジェクティブズ・アンド・キーリザルツという文脈の中で、一体自分たちは何をやっているのかということを中心にしながら、キーになるリザルツと濃淡をつけていくことがこれから重要なかなと思います。つまり、地域横断型でここだけを押さえておこうという視点もあれば、地域特性でここを生かしていこうという文脈も出てくる。時間軸の中でも、最低限でもこのキーリザルツは押さえつつも、状況的な中でも対応していかなきゃいけないよねという、そんなオブジェクティブズ・アンド・キーリザルツとしてのOKRの手法というものを今後生かしていくことが重要になってくるのかなと。

そうしていくと、例えば各地区間のコミュニケーションを生ませることもすごく重要になってくるかと思えますし、あとは時間軸の中で、まさに防災、そして集中豪雨等々の中でも順応的に対応していかなきゃいけないことになってきますので、従来よりもその基本計画の意味というのがよりコミュニカティブで、状況対応型になっていくのかなと思っています。これは全体の話になってくるかと思えますので、内容というよりも方向性として申し上げた次第です。

○会長 ○○委員、ありがとうございます。

それでは副会長の〇〇様、よろしく願いいたします。

〇副会長 そうですね、副会長という立場でまずお話しさせていただきますと、皆さんそれぞれのお立場でいろんな御指摘をいただいていますので、まずそれをより具体的に、区民の方々が何をしたらいいのかが分かるような計画ができることが大事なのかなということと、あと、そういった取組のラインナップと、それからその成果がどうなったか、それがどうなのか。P D C Aというのは世の中の的中的によく言われますけれども、そういった循環をしながらステップアップしていくような計画ができるといいのかなというのが、まず副会長としての印象です。

あと、私の専門のみどりの関係からいいますと、皆さんそれぞれお話しいただいて、さっき〇〇委員から、ウォークブルという話を覚えていてくださったのは本当に光栄なんですけれども、特に身近なみどりをどう残していくかということであれば、みどりの基本計画の中では、例えば前のとき、ひとつぼみどりのススメというのを入れさせていただきました。結局これは、世田谷区において1坪のみどりをつくるというのは大変かもしれませんが、各敷地に中木1本でもいいから入れていただく。そうすることによって、本当にざくっとした試算ですけれども、砧公園ぐらいのみどりが増えていくこともあり得る。だから、公共では頑張っているけど、民間みどりが減っていくということがあるので、そういった住宅系のみどりをとにかかく広げていく。

それからあと、公共のみどりですね。例えば成城学園のところの砧総合支所の向かい側の教育センターの角の交差点のところで行ったんですけれども、やっぱり1本、木があることによって、信号待ちなんかで夏はそこに入る。それがウォークブルなまちにもつながっていくことになる。これが例えば歩いていくことによって車を使わないでコンビニに行けるということであれば、エネルギーの話にもつながってくる、CO₂の話にもつながってくると思うんですね。そういった公共の取組。

あとは、やっぱり農地が減っていく。これは今、特定生産緑地になっていく中で農家レストランというのができるようになったように、いわゆる生産だけではなくて、プラスアルファのことができるようになってきているわけですから、例えば〇〇にある〇〇農園というのは、直売所とかパン売りとか、すごく魅力的な空間をつくって、周辺の方々から評価を得ている。こういった周りからみどりへの理解を増やしていくことが多分大事なんだろうなと。だから、さっき高木の話もありましたけれども、やっぱり落ち葉が問題というか、大きな課題ですので、落ち葉を取り合うような、落ち葉が資源になっていくような仕

掛けを考えていくことも大事なのかなど。

それからあと、大きなみどりとしては、国分寺崖線のネットワークの話もありましたけれども、例えば東名ジャンクションが今進んでいます、ああいったところの緑地化をもっともっと積極的に進めていくというの、もしかしたらこのぐらいの上位計画でうたっておくというのは大事かもしれないという気もしました。

最後にもう1個、コミュニティーとの関係でいえば、みどりというのは、あればいいよね、心地いいよねというだけじゃなくて、それがやっぱりコミュニティー形成につながっていくということだと思えますね。〇〇の自治会から依頼されて〇〇みどりのスタイルブックというのを作りましたけれども、これをライフスタイルの中で考えていく。例えば、ひとつぼみどりのススキの中で、中木が1本あることによって、玄関先にベンチを出して、朝、新聞を取ったらそこで読んでいるとか、お茶を飲んでいるとか、それが通学の子どもたちの見守りにもなっていくかもしれないし、あそこにじいさんがいたなというような感じでコミュニティー育成になっていくかもしれない。それが災害が起こったときに、あの人どうしたんだろうという地域のつながりの強さもなっていくかもしれない。

そういうみどりの在り方というのもあると思うので、そんな感じで何とかみどりを増やしていく。私のみどりの立場からいえば、そんなことも感じましたので、これから検討していく中で、これからはつながっていく、一言でもいいから入れていければいいかなという思いで聞かせていただきました。長くなってすみません。

○会長 〇〇先生、どうもありがとうございました。大変わくわくする話で、私も大変面白く聞かせていただきました。

実は、今日お休みの〇〇委員から御意見をいただいていますので、ここでちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

これから策定される環境基本計画について、現行計画の基本目標の4で「【地域社会】地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります」については、都市の物的環境の形成・再生に関わる重要な目標であるため、この内容をより充実させていただくとともに、都市整備方針、都市計画マスタープランの地域整備方針に気候変動緩和適応策を含む環境的な内容を盛り込み、それを市民参加の下で推進していくような仕掛けを検討していただきたい。環境政策と都市計画、まちづくりの連携を強化していただきたい。

こういうふうな御意見をいただいております。これも非常におっしゃるとおりだと思います。

私も、ちょっとだけ意見を言わせていただきます。

1つは、先ほど〇〇先生やほかの先生方が言われたこととつながるんですけども、国のほうで30 by 30とあって、要するに、陸域の30%、海域の30%をいわゆる保全地域にしよう。実は世田谷区は既に33という目標を立てておられるわけですけども、このときに国が考えているのは、やはり公共用地で保全していくということばかりじゃなくて、要するに、民間の力、あるいは市民の力でそういうことを広げてもらいたい、こういう意識がすごく強く入ってございます。そういうふうにと考えると、先ほど〇〇先生がおっしゃったことともつながるんですが、いわゆる一般家庭というんですか、あるいは事業所というんでしょうか、そういうところでのみどりの活用というのは非常に意味があるのかなと。ここで国が主張している30 by 30と世田谷の33とつながっていくのかなと思った次第でございます。

あともう一つ申し上げたいのは、実は温暖化と生物多様性とごみ問題って、基本的にそれぞれの計画があるわけですけども、実はこれはばらばらじゃなくて、かなりつながってきている。特に明確なのは、温暖化とサーキュラーエコノミーという資源の循環、あるいはもっと違うライフスタイルの変更ということになりますけれども、大体、エネルギーの変換だけでは、この脱炭素はなかなか難しいと言われていまして、資源をどう上手に使うか。世田谷では2Rというふうに進められているので、これを進めていただくこと自体が、脱炭素、温暖化対策にもつながっていくということかなと。そういう意味で、この上位計画である環境基本計画の中で横につながって、生物多様性ももちろんCO₂の吸収に役立つわけですから、そういう視点から方針を立てていく、戦略を立てていくということかなと思っています。

あともう一つは、いわゆる市民のライフスタイルなんですけれども、これを変えることはものすごく大事なんですけれども、実はなかなか難しい。逆に言うと、変な言い方ですけども、世田谷のような非常に意識の高い方もいらっしゃる場所でできなければ、日本全体でできないんじゃないかというぐらいに思っていて、そういった意味で、ライフスタイルの変更のところでも今やっただけでいる取組をさらにパワーアップしていただきたいなど。そうすることが多分、いわば日本全体のリーディング自治体としての世田谷を示せるんじゃないか。そういう計画になればいいなというふうに私自身は思っています。

すみません、最後に私の意見を言わせていただきましたが、まだ少し時間がありますの

で、どなたか、これだけは言いたいという一言コメントというか意見をいただければと思います。

〇〇委員、よろしくお願ひいたします。

○委員 ありがとうございます。あまり時間はないようですから簡単に。当初申し上げましたけれども、区の職員の方につくってもらったいろいろなデータは、非常に参考になるなと思っています。そのうえで、この環境審議会で議論すべきことというのは、将来の個別、固有の政策も重要ですが、もう少しマクロ的にみてできなかったこと、あるいは時間軸で追っていけなかったこと、そういうようなことの反省と言うと言い過ぎかもしれませんが、そこをもう一度振り返ってみる。前回の環境審議会でもそういう議論がされていたように、議事録を見ると思うんですけども、もう一度ここで、基本計画であるからこそ深掘りしていく、何が問題であったかということを経験していくのが一番先にやるべきことではないかなと思います。

その中で問題点として私が指摘したいのは、1つは区の組織の問題、2つ目が予算の問題、それから3つ目が区民の意識を高めるところです。意識を高めることについては、区のいろんな報告書というかデータというか、出されているものを見ると、頑張りますという意思表示というか、必要でありますとか、そういう言葉で終わっている。これはこれまでの意見の中で出てきましたけれども、具体策においてどういうことをやって、どういう成果を出すか、そこが非常に弱い。そういうような区の体制としてやらなければいけないことの深掘りを審議会でもっと議論すべきじゃないのかなと。個別の落ち葉の問題がある、それをどう対策していくかというような議論をするよりも、もう少しマクロ的というか、その根本的な問題が何なのかをもう少し議論すべきじゃないかなと思いました。

それで、1つデータの問題で指摘しておきたいと思ったのが、世田谷区の現況資料の、世田谷区の温室効果ガス排出量のところです。これは推進計画の概要の6枚ぐらいのパンフレットに書いてあるものがありますけれども、長期目標のところ、これは環境審議会でもすごく議論されて、前会長も非常に気にされていました。要は今回の温室効果ガス排出量については、達成すべき目標が57.1%、野心的な目標が66%。私は、相変わらずこの2つの区別がいまいちよく分からないのですが、区民もこれを分かるのかなと。何に基づいて野心的な目標にするのかとかですね。前会長がいみじくも、この数字というのは非常に楽観的過ぎると言っていました。答申の中でもレターで書かれていたと記憶しておるんですけども、この削減量が要は背伸びして書いている数字だと。そもそもCO₂削減の

施策が積み上がってできた削減量ではないので、この数字が本当にできるのかどうか非常に危惧していると、そこまでコメントされているんですね。そういうような議論が今回の審議会でされるのかどうか分かりませんが、こういうデータの取り方がどうだったのかということも深掘りをしていく必要があるのではないかなと。

長くなって申し訳ないです、1つだけ言うと、温室効果ガスの排出量については、20ページの表のトータルの数字というのは温室効果ガスであって、二酸化炭素だけじゃないんですよね。さっきの57.1というのも二酸化炭素だけではないです。環境審議会の中でも議論が出ていなかったんですけども、ちょっと細かくなって恐縮ですけども、フロンガスの代わりにハイドロフルオロカーボンというものがこの10年くらい非常に伸びているというのがあります。この排出数字はコントロールできない。これはいろんなフロンガスの代わりに使われているガスであり、温室効果ガスの効果が非常に強いと言われてます。二酸化炭素に換算すると1000倍とか3000倍とか、種類によって違いがあるみたいですけども、そういうような議論がされていなくて温室効果ガスが削減とされるというような数字を出している。

さらに、これは国がやっていく環境対策に基づいた上に、区の対策を上乗せしてこの数字を出していくという数字なので、国がしっかりできるかどうか分かりませんが、やれば、区ができなくても57.1とかできちゃう可能性があるんじゃないかなとか、そういうような数字の遊びになっていないのかなというところを、私は環境審議会の委員としてしっかり理解したいなと思います。あるいは区民の皆さんにも、これは理解を進めてもらわなきゃいけないと思います。

ちなみに、この温対計画のときにいろんな区民の意見が出ましたけれども、25ぐらいの意見は、このパーセンテージのところでも60%以上に必ずするようにと圧倒的に強く出ているんですね。したがって、区民の皆さんの意識もそこは非常に強いと思うんです。というように、ちょっと個別のところにも入りましたけれども、データのもう1回見直しも含めて、基本計画というのは議論すべきじゃないのかなと。そういう考え方でアプローチをしていただきたいというのが意見です。お願いします。

○会長 どうもありがとうございました。

大変多彩な御意見をいただきました。本日は最初の審議ということになりますので、まず皆さんの思いを聞かせていただいた形であります。たくさん宿題もいただいた形になっていますので、事務局のほうで本日の意見を整理して、さらに今後行うアンケートについ

でも御意見がありました。その結果も踏まえて、計画の骨子となる部分を整理していただきたいなど。そしてまた次回、さらに議論をさせていただきたいと思います。

本日、すみません、時間の限りもございますので、この場では話し尽くせないこともあるとは思いますが、先ほど話がありましたように、後ほどメールなどで事務局に提出していただければと思います。事務局の取りまとめの都合もございますので、御提出いただくときには大体1週間以内でお願いできればということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員 すみません会長、1つだけ確認させてください。そういうメールを出したものは委員に共有されるのでしょうか、それとも事務局との間だけで意見交換するだけになっちゃうのでしょうか。

○環境政策部長 今回の〇〇委員のお話は、共有すべきというお話かと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。

○委員 はい、そういうことです。共有すべきじゃないかなと思うので。

○環境政策部長 分かりました。審議会で時間が無いのでメールでくださいというふうな形を取っている以上、審議会の委員からの御意見ということで、審議会の皆さんと共有すべきだと思いますので、御意見をいただいております、このようにいたしますというふうな話を、審議会の時間外でやらせていただくような形で皆さんと共有できればというふうに思います。

○会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、これで審議事項は一旦終わらせていただきまして、報告をお願いしたいと思います。

まず、報告(1)開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況についてでございます。

では、説明をよろしくお願いいたします。

○環境・エネルギー施策推進課長 環境・エネルギー施策推進課長より説明させていただきます。

まず1件目、開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について御説明いたします。

こちらは6件、今回、報告案件がございます。開発事業なんですけれども、世田谷区環境基本条例の第11条におきまして、開発事業等に関しまして、環境に大きな影響を及ぼす

おそれがある事業で規則で定めるものについては、実施する際の環境配慮の事項についてあらかじめ協議するよということになっておりまして、こちらの所管となる環境・エネルギー課、あるいは関係所管となる街づくり課とか都市デザインの課とかを併せて幹事会を開いておりまして、それについて協議をした結果になります。

この開発事業なんですけれども、本日、5名の方が新たに委員になられたということで、若干触れさせていただきますが、こういった環境配慮制度の仕組みがございまして、先ほどの条例に基づきまして平成7年から、こういった事業者に関するものを取り扱っております。対象事業となるのが、敷地面積が3000平米以上または高さが60メートル以上または延べ床面積が5000平米以上の建築物等の建設、あるいは土地の開発だとかもあるんですけれども、主には3000平米、5000平米といったところの建築物の建設を報告いただき、区の中で協議しているものになります。

手続の流れなどは、区のホームページでも公開しておりますけれども、この環境配慮制度の中に詳しく説明が載っておりますので、もしよろしければ別の機会に御覧いただければと思います。

本日は、それにのっかって6件出ましたけれども、ここでは簡単にそれぞれの建設の状況を表にまとめております。

1件目が（仮称）給田北住宅建替計画A棟というものです。所在地、事業概要等は御覧のとおりです。環境配慮内容につきましては、自然エネルギーが星1つ、省エネルギー対策が星2つ、みどりの保全・創出が2つ、災害対策が2つとなっております。こちらの評価結果ですけれども、区のほうで平成28年からこういった評価制度を持っていて、4つの区分におきましてそれぞれ点数をつけまして、その点数に応じて、星3つが満点になりますけれども、星3つまでの評価ということで公表しているものです。こちらの例は御覧のとおりとなります。

続きまして2件目ですけれども、（仮称）給田北住宅建替計画B棟。これはA棟とB棟と分かれていますけれども、隣接する敷地にあるものでございます。それぞれの建物について評価しておりますので、若干星の数が変わってきておりますが、こちらも御覧のとおりです。

3件目が（仮称）カーメスト用賀馬事公苑になります。こちらも御覧のとおりですが、今回出ております6件の中では一番高い評価となっておりまして、評価結果を御覧いただきますと、自然エネルギーの有効活用が星3つ、省エネルギー対策が星2つ、みどりの保

全・創出が3つ、災害対策が2つという結果でございます。

続きまして次のページ、4件目が（仮称）桜上水計画ということで、共同住宅の建設ですけれども、こちらも御覧のとおりです。

5番目の東京都立広尾看護専門学校仮設校舎新築工事ですが、こちらは事業者のほうの意向もありまして、評価結果は非公表となっております。こちらは、区で定める開発事業の実施要綱というのがあるんですが、公表につきましては第7条に定めがありまして、開発事業の同意を得ることができない場合は公表しないことができるようになってございます。

ちょっと概要を申し上げますと、渋谷区にある都立の看護学校なんですけれども、今、渋谷校は建て替えすることになっておりまして、それで仮校舎ということで、松沢病院の敷地の一部を借りる形で、10年以内にまた元の形に戻す原状復旧ということが定められておりまして、そういったこともあって評価を公表しないとしているような形になっております。こちら、区で確認した中では、特にみどりの保全につきましては非常に高い評価を得ておりますが、それ以外はまずまずといったところですが、詳しい内容は非公表とさせていただきます。

最後の6件目ですけれども、（仮称）世田谷中町二丁目計画新築工事につきましては、こちらも御覧のとおりの評価結果となっております。

簡単ではありますが、以上で報告(1)の説明とさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

今の御報告について、何か御質問ありませんでしょうか。

○委員 すみません、私ばかりで。2つ質問です。

最後の世田谷中町2丁目は住所が違うんじゃないかと思うんですけれども、確認をお願いできればと思います。給田2というのは1ページをコピーしたような気がするんです。コピーじゃないかもしれないけれども、いずれにしても給田じゃないと思うので、違う場所だと思うんですけれども。

○環境・エネルギー施策推進課長 菅井委員、ありがとうございます。大変申し訳ございません、所在地の表記を間違っております。正しくは「中町2-9-14」になります。

「給田」が「中町」です。すみません。

○委員 2つ目の質問が、上の広尾の件は、東京都の事業主体が公表を拒否した、公表をやめるという依頼だったといいますけれども、東京都が事業主体で、東京都の土地の中でやる。仮の校舎とはいえ、それが何で公表されないのかというのは非常に理解に苦しむ

んですけれども。区の地域であり、都の管轄のものであれば、むしろ積極的に公表すべきではないのかなと思いますけれども、何が問題になるのか、もしそこが話してできるなら聞きたいと思いました。

○環境・エネルギー施策推進課長 こちらは、開発事業者自体は民間の事業者になっております。おっしゃられるように、看護学校自体は東京都立ですので東京都になるわけですけれども、今回申請をいただいているのは、事業者としましては民間の事業者となっております。先ほどもちょっと説明しましたが、こちらは法令上は、申し上げたとおり条例に基づくものの実施要綱がございまして、実施要綱どおり、お申出があったので非公表とするということにしております。

理由につきましても、先ほどちょっと触れた10年以内に撤去して原状復旧をするといったところが理由なのかなというところなんですけれども、それ以上はちょっとこちらも未確認でして、申し訳ないです。今申し上げられることは以上でございます。

○委員 すみません、あと2つ。申し訳ない。1つはお願いなんですけれども、この報告書には、事業主体の名前を書くべきじゃないかなと思います。そもそも最終的に、事業がスタートしたときに、区の資料には事業主体の名前が出ていますので、ここの報告のときに書かない理由はないと思います。私は、全部それぞれ誰が事業体か調べるのに非常に時間がかかったので、できれば事業体の名前を書いていただきたいというのが1つお願いであります。2つ目はいいです、取りあえずそのお願いで、〇〇さんが手を挙げていますので、お願いします。

○会長 では〇〇さん、よろしくお願いいたします。

○委員 すみません、手短かに聞きます。2件あったんですが、1件、事業主体の話は、今、〇〇さんがおっしゃったので、私からは割愛させていただきます。

ちょっと基本的な、不勉強で申し訳ないんですけれども、No.1と2を見ると、年間一次エネルギーがすごい改善しているんですね。従前の半分以下になっています。自然エネルギーの有効利用とか省エネ対策とかはそんなに高い評点は出ていなくて、蓄電池も使っていないのに、こういう大きく改善する何か理由があるんですか。その辺を今後のためにも教えておいていただければありがたいなということですよ。

○環境・エネルギー施策推進課長 ありがとうございます。おっしゃられるように、今回、給田北のA棟、B棟は、自然エネルギーの利用でいいますと、太陽光発電設備を20キロワット載せるということで、年間一次エネルギー量換算でも200ギガジュールというこ

とで、総合点でも2点ということなので、それほど自然エネルギーを高く評価できる計画とはなってございません。ただ、これは、共同住宅でこれまでであった分譲のものが、逆に非常に高い数値だったのかなという気もいたしますけれども、詳しい内容は、もう一度きちんと精査した上で皆さんにお返ししたいと思います。すみません、ちょっとこの場では申し訳ないです。

○委員 よろしくをお願いします。使用量自体はNo.3とそんなに変わらないのかなという気はいたしますけれども、その辺はまた教えてください。よろしくをお願いします。

○委員 すみません、最後。これは重要だと思うのは、これは報告資料として報告を環境審議会はされていますけれども、制度を見ると、手続が終了したときには事業主体に通知を交付するとなっています。交付されているのかいないのかが、この報告の内容からだと分からないので、それもここに記載してほしいというのが2つ目の記載追加事項のお願いです。

特に、先ほどの2ページ目の最後の件ですけれども、この桜町の件は、もう既に共同住宅72戸ということで、23年3月1日に着工していますというのがウェブで調べると出ていた情報がありました。〇〇、〇〇というところを調べると出ていて、ということは着工した後には審議会は報告を受けているということになります。要は報告を受けてから環境審議会としていろんな議論があつて、これはまずいんじゃないのということがあつても、着工が既に始まっている。報告のタイミングというのはこれでいいのかなと。

これについて1つ、環境審議会で去年の議事録を見ると、この環境審議会への報告について会長がこれは皆さん、積極的な議論をしたいと思うので、いろんな問題があつたら適宜意見を出してください、それによって事業主体に対する意見を区として出すというそのベースにもなるので、積極的にお願ひしますというようなことを言っていました。そうすると、報告された後に手続が完了するという流れだったら、それは意味があるんでしょうけれども、今の流れだと、この報告の意義はどうなのかなというのが非常に不思議に思つたんですけれども、その辺はどう考えたらいいんでしょう。

○環境・エネルギー施策推進課長 御意見、ありがとうございます。まず、通知につきましては、手続にのっとり事業者からの報告をいただいて、区の中の幹事会で協議をして、お返しはもう既にしております。また、中には、〇〇委員がおっしゃられるように、もう既に着工しているものもございます。

審議会での協議といたしますか、形なんですけれども、今、法令上は、要請をする場合に

審議会の意見を求めるということになっておりまして、今回御報告しています6件につきましては、特に協議会の中でも要請という形を取らずに、この計画をきちんと進めてくださいというようなことで、主な意見の中に配慮していただきたい事項だとかを載せて通知はしているんですけども、特に要請という形での強い求めというものではなかったものですから、こういった形で審議会にも報告しているというものになります。

ただ、委員おっしゃられるように、ちょっと今後の在り方につきましては、御意見もありましたので、部内でも少し検討はしたいかなというふうに思います。

○委員 よろしくお願ひします。報告を受けていても、何も審議会としての意見が反映されないんだったら、あまり意味がないような気もするので、その辺はしっかり、その手続的なところをもう一度見ていただきたいなというふうに思いました。よろしくお願ひします。

○会長 建設的な意見、ありがとうございます。

続きまして、報告(2)世田谷区役所地球温暖化対策実行計画(第6期計画)の策定について、御報告をお願いいたします。

○環境・エネルギー施策推進課長 続きまして、実行計画の策定について御説明いたします。

報告資料2にありますように、こちらは世田谷区役所の事務事業について計画するものとしておりまして、今年度で第5期の計画が終期を迎えるということで、来年度に向けて第6期計画の策定に向けた検討を行うものです。

先ほど来お話のありました地球温暖化対策地域推進計画、こちらは温対法で定めます区の中の総合的な計画としての区域施策編になっていまして、今、報告で挙げているものは区役所本体、区役所・地方自治体が事業所、一自治体として求められている事務事業編の計画に当たります。

3の計画の位置付けですけれども、御覧のとおり、様々な法とか計画に関連しているところもあります。今進めている計画の中では、E C Oステップせたがやという全庁挙げての取組がありまして、それに基づいてやっているんですけども、今後はこういった計画がまずあって、先ほどもちょっとお話などがありましたが、まず環境基本計画が上位にあります、その中で関連すべき温暖化対策地域推進計画、それが関連するような世田谷区の公共施設の総合管理計画もありますし、そういったものと整合を図ってまいります。

次のページに4、計画期間がございますが、こちらは御覧のとおりです。

5、第6期計画改定のねらいですけれども、こちらにあるとおり、一番は、区役所における温室効果ガスの9割は公共施設の建物、それから道路、公園も含まれますけれども、そういうハード系のものから出されるCO₂の排出量というのが大部分を占めておりますので、ここを重点的に計画の中できちんとどうしていくかを位置づけていきたいと考えております。

部門及び検討の視点は御覧の3つになりますけれども、(1)が今言ったハード系に関連するような公共施設の関連、それから(2)は、こちらは3Rと書きましたが、先ほどの一般廃棄物の計画におきましても2Rが一番重要ということもありますので、2Rといったことも念頭に置いた省資源の話になります。それから(3)が共用備品等の省エネルギー化も進めていきたいと思っております。

6の検討体制ですけれども、庁内においてまとめまして、報告は世田谷区議会とこちらの環境審議会に随時してまいりたいと思っております。

次の最後の主なスケジュールでいいますと、今後、環境審議会には、11月をめどですけれども素案なりを上げて、来年1月には案の報告をしたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

本件について何か御質問ございましょうか。

それでは続きまして、報告(3)もお願いしたいと思っております。(仮称)公共施設気候危機対策指針の策定についてです。

○環境・エネルギー施策推進課長 続きまして説明いたします。こちらは、今の指針でいいますと、公共施設省エネ指針という平成20年に策定したものがございまして、これをまた抜本的に、今の時勢に合ったものということで定め直したい、改定したいと考えております。先ほどの実行計画は細かな区役所の指針になりますけれども、こちらは公共施設に限ったもので、CO₂の削減を図るものとして示していきたいと考えております。

指針の位置づけですけれども、これも御覧のとおり、先ほど言った世田谷区役所の地球温暖化対策実行計画、先ほど策定していきたいと言ったもの、それから環境マネジメントシステムのECOステップせたがや、そういったものと関連していきまして、公共施設に限っていいますと、区の総合管理計画、それから、今策定中ではありますけれども、公共建築物のZEB指針というものも策定する予定にしておりまして、それとの整合も図ってまいりたいと思っております。

次のページですけれども、検討体制でいいますと、先ほどと同じような形になります。

区議会と、それから審議会には報告をさせていただきます。

主なスケジュールも御覧のとおりです。先ほど申し上げた11月と1月で実行計画と併せて御報告できればと考えております。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見はいかがでしょうか。

それでは、本日の予定の議事は以上でございます。

事務局からその他の報告事項がありますので、事務局からお願いいたします。

○環境計画課長 事務局、環境計画課でございます。その他といたしまして、最後にその他資料でつけさせていただいている部分で御報告させていただきます。

本審議会に関する分野を所管する環境政策部と清掃・リサイクル部、みどり33推進担当部につきましては、それぞれ令和5年度の事務事業をまとめた資料をその他資料として添付させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

それから、次回の環境審議会の日程でございます。令和5年11月7日火曜日、午前10時から、同じくオンラインでの開催とさせていただきたいと思っております。また御案内させていただきますので、御予定のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 本日の日程はこれで終了でございます。私も慣れないものですから、皆さんに御迷惑をおかけしたかもしれません。

これをもちまして令和5年第1回世田谷区環境審議会を閉会いたします。

次回は11月7日ということでございます。またよろしくお願ひしたいと思っております。皆様ありがとうございました。

午後0時01分閉会